

建設業法等改正(H28.6.1)に伴う宮城県入札参加資格申請の対応について

1. 建設業法改正の概要

- 平成 28 年 6 月 1 日から許可業種に「解体工事業」が追加
- 平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能

2. 解体工事業の新設に伴う宮城県の建設工事入札参加資格登録等の対応

(1) 入札参加資格申請について

- 平成 29・30 年度登録から宮城県の入札参加資格に「解体工事」を追加
- 「解体工事業」の建設業許可を有していて、同工事の経営事項審査を受けている（審査基準日が別に定める期間内のものに限る）者が申請可能
- 客観点は「解体工事」の総合評定値を使用

(2) 解体工事の発注について

平成 29・30 年度に宮城県が発注する解体工事の入札に参加するために必要な資格は「解体工事」または「とび・土工工事」（ただし、「解体工事」の入札参加登録を受けていない者については、平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる者に限る。）とします。

○解体工事の入札の参加の可否

		「とび・土工工事」の入札参加登録	
		有	無
「解体工事」の入札参加登録	有	可	可
	無	H28.6.1 時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいれば可	不可

3. 宮城県の建設工事入札参加資格「とび・土工工事業」の客観点

平成 28 年 6 月 1 日以降に「とび・土工・コンクリート工事」の経営事項審査を受け、平成 29・30 年度宮城県建設工事入札参加資格「とび・土工工事」の登録申請をする場合、当該業種の総合評点のうち客観点は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値（審査基準日が別に定める期間内のものに限る）を使用します。